

四半期報告書

(第71期第2四半期)

自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日

株式会社 **ディスコ**

東京都大田区大森北二丁目13番11号

(E01506)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
(5) 大株主の状況	22
(6) 議決権の状況	23

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	25
(2) 四半期連結損益計算書	27
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	29

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月16日
【四半期会計期間】	第71期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関家 一馬
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1099 (IR室直通)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第2四半期連結 累計期間	第71期 第2四半期連結 累計期間	第70期 第2四半期連結 会計期間	第71期 第2四半期連結 会計期間	第70期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	35,497	23,058	17,703	13,801	53,108
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	4,066	△283	2,137	914	1,460
四半期（当期）純利益又は四半期 純損失（△）（百万円）	2,659	△95	1,405	806	251
純資産額（百万円）	—	—	90,527	85,612	86,328
総資産額（百万円）	—	—	108,805	112,233	123,925
1株当たり純資産額（円）	—	—	2,653.12	2,528.74	2,552.54
1株当たり四半期（当期）純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額（△）（円）	78.36	△2.84	41.41	24.01	7.41
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額（円）	78.24	—	41.34	23.91	7.40
自己資本比率（％）	—	—	82.7	75.7	69.2
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,264	4,097	—	—	4,605
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△8,632	△14,793	—	—	△13,586
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,472	△12,889	—	—	24,363
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高（百万円）	—	—	11,648	9,586	33,418
従業員数（人）	—	—	2,434	2,464	2,438

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第71期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	2,464	(996)
---------	-------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	1,683	(872)
---------	-------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	前年同四半期比 (%)
電子業界関連製品事業 (百万円)	12,302	87.8
産業用研削製品事業 (百万円)	158	59.2
その他事業 (百万円)	42	47.5
合計 (百万円)	12,503	87.0

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電子業界関連製品事業	14,049	91.7	5,147	73.2
産業用研削製品事業	374	81.1	83	64.4
その他事業	9	29.7	12	21.0
合計	14,432	91.3	5,243	72.6

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	前年同四半期比 (%)
電子業界関連製品事業 (百万円)	13,454	78.5
産業用研削製品事業 (百万円)	335	64.5
その他事業 (百万円)	11	24.5
合計 (百万円)	13,801	78.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結会計期間において、世界同時不況に対する各国の政府支出の増加および金融政策の大幅な緩和により、世界経済は持ち直す兆しが出てきました。

当社グループが主力事業を展開している半導体市場では、メーカ各社の生産稼働率が大きく改善し、一部では設備投資を再開する動きも出てきました。また、ノートPCや液晶テレビなどのバックライトをLEDに代替する流れを受け、高輝度LED品の増産が積極的に行われるようになりました。

このような状況を受け、当社グループにおいては積極的な販売活動に取り組み、精密加工装置および精密加工ツールの売上高は前年同期と比して約8割にまで回復しました。さらに、販売管理費の圧縮に努めた結果、営業損益は3四半期ぶりに黒字となりました。

以上により当第2四半期連結会計期間の売上高は138億1百万円（前年同四半期連結会計期間比22.0%減）、営業利益は9億63百万円（同54.0%減）となりました。経常利益は9億14百万円（同57.2%減）となり、四半期純利益は8億6百万円（同42.6%減）となりました。また、海外売上高は86億15百万円（同29.1%減）となり、連結売上高に占める比率は62.4%（同6.2ポイント減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①電子業界関連製品事業

当第2四半期連結会計期間において、精密切断装置（主にダイシングソー）の売上高は、LED向けレーザソーの出荷が大幅に伸びたこと、メモリ価格改善に伴いサブコンなどが設備投資を再開したことを受け、前年同期とほぼ同水準にまで回復しました。一方、精密研削装置（主にグラインダ）は、ウェーハメーカからの引き合いが依然として極めて弱いなど、出荷台数は低調に推移しました。精密加工ツールの生産数量は、顧客の工場稼働率の改善に伴い堅調に推移したものの、円高の影響を受け、その販売金額はピーク時の7割程度に留まりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は134億54百万円（前年同四半期連結会計期間比21.5%減）、営業利益は15億93百万円（同42.9%減）となりました。

②産業用研削製品事業

当事業は、土木・建築業界および各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具、自動車および電子部品向けなどの一般砥石の製造・販売を行っています。

当第2四半期連結会計期間における売上高は、依然として厳しい経済環境の影響を受け3億35百万円（前年同四半期連結会計期間比35.5%減）となり、営業損益は16百万円の損失（前年同四半期連結会計期間は45百万円の利益）となりました。

③その他事業

当事業は、半導体製造装置メーカー等向けにコンピュータシステムのソフト・ハードの開発・販売を行っています。

当第2四半期連結会計期間の売上高は11百万円（前年同四半期連結会計期間比75.5%減）となり、営業損益は17百万円の損失（前年同四半期連結会計期間は11百万円の損失）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①国内

当セグメントは国内のほか、現地の代理店（主に台湾・韓国）を通じて販売している売上高も含まれています。当第2四半期連結会計期間は、レーザーを中心にLED切断装置の出荷が大幅に伸び、売上高は96億93百万円（前年同四半期連結会計期間比4.6%減）、営業利益は11億49百万円（同46.8%減）となりました。

②在外

北米地域における売上高は6億41百万円（前年同四半期連結会計期間比53.8%減）、営業利益は13百万円（前年同四半期連結会計期間は0百万円の損失）となりました。アジア地域における売上高は22億68百万円（前年同四半期連結会計期間比36.4%減）、営業利益は1億91百万円（同39.6%減）となりました。ヨーロッパ地域の売上高は11億98百万円（同53.6%減）、営業利益は2億15百万円（同35.9%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、売上高の回復により税金等調整前四半期純利益が10億84百万円となり、減価償却費（12億68百万円）、仕入債務の増加（24億54百万円）等があったものの、売上債権の増加（37億51百万円）、長期借入金の返済（124億2百万円）等の影響により、106億8百万円減少し、95億86百万円となりました。また前年同四半期連結会計期間末に比べ20億62百万円減少しました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、34億37百万円となりました。

これは主に、売上債権の増加額37億51百万円等の減少があったものの、税金等調整前四半期純利益が10億84百万円、減価償却費12億68百万円、賞与引当金の増加額6億58百万円、たな卸資産の減少額5億30百万円、仕入債務の増加額24億54百万円等の資金の増加の影響によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、12億60百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出12億52百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、125億53百万円となりました。

これは主に、当社において、仮に不況が今後5年間継続した場合であっても安定して事業を運営できるよう、先行して資金調達を行っていましたが、このたび、事業環境の改善状況や業績動向などを鑑み、当初想定していたリスクは低くなったと判断し借入金の返済を行ったこと等により、長期借入金124億2百万円を返済したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究活動の金額は、16億38百万円であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等についての重要な変更は、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

会社 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 桑畑工場	広島県 呉市	電子業界関連 製品事業	精密加工装置 生産設備	10,050 (注) 1	6,327	自己資金 および 借入金	平成20年 9月	平成22年 1月	(注) 3
当社 茅野工場	長野県 茅野市	電子業界関連 製品事業	電動機他 生産設備	3,000 (注) 2	1,881	自己資金 および 借入金	平成20年 8月	平成22年 6月	(注) 3

- (注) 1. 景況悪化を受け、一時凍結していた桑畑工場新棟(広島県呉市/平成20年9月着工)内の福利厚生設備等の建設の再開を平成21年8月26日の取締役会にて決定いたしました。
2. 景況悪化を受け、一時中断していた茅野工場(長野県茅野市/平成20年8月着工)の新棟建設の再開を平成21年10月29日の取締役会にて決定いたしました。
3. 主な目的は、事業継続の対応力強化および合理化投資であり、完成後の生産能力は強化されます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商 取引業協会名	内容
普通株式	34,004,418	34,004,418	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	34,004,418	34,004,418	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	539
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,320 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月14日 至 平成21年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,320 資本組入額 3,160
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、 当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあ ることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職 その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれ を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認め ない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認 を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

② 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月28日 至 平成36年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

③ 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	460
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,730 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,730 資本組入額 2,365
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、 当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあ ることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職 その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれ を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認め ない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認 を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

④ 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月22日 至 平成37年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。</p> <p>(役員退職慰労金は平成16年に廃止。)</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

⑤ 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	990
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,162 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,162 資本組入額 2,581
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	88
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,932 (注) 2 資本組入額 2,966
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

② 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,542 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

③ 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	613
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,616 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

④ 平成19年7月24日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月9日 至 平成39年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,490 (注) 2 資本組入額 3,245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑤ 平成19年10月25日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	308
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,812 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

⑥ 平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	703
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,327 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

⑦ 平成20年7月29日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月14日 至 平成40年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,781 (注) 2 資本組入額 1,891
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑧ 平成20年10月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	834
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,184 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額601円と行使時の払込金額2,583円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額601円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑨ 平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	816
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,583 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑩ 平成21年7月22日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	156
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成41年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,359 (注) 2 資本組入額 2,180
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額4,358円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額4,358円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	34,004,418	—	14,517	—	15,599

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	4,193	12.33
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,806	8.25
株式会社ダイイチ企業	東京都港区白金4-10-22	1,998	5.88
株式会社ダイイチホールディングス	東京都港区高輪1-23-23-3502	1,998	5.88
株式会社OctagonLab	広島県広島市中区袋町8-8	1,704	5.01
関家 臣二	神奈川県三浦郡	1,360	4.00
株式会社オレンジコーラル	東京都港区白金4-10-22	1,146	3.37
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	820	2.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	819	2.41
タイヨウ ファンド, エル. ピー. (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1208, ORANGE STREET, WILMINGTON DELAWARE (東京都中央区日本橋3-11-1)	809	2.38
計	—	17,655	51.92

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,193千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,806千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	774千株

2. 日本生命保険相互会社の所有株式数には、特別勘定年金口108千株および特別勘定変額口11千株が含まれております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 399,600	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 33,540,800	335,408	同上
単元未満株式	普通株式 64,018	—	—
発行済株式総数	34,004,418	—	—
総株主の議決権	—	335,408	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北二丁目13番11号	399,600	—	339,600	1.18
計	—	399,600	—	339,600	1.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	3,420	3,420	4,190	4,980	5,820	6,190
最低 (円)	2,460	2,870	3,280	3,690	4,500	5,470

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,986	33,418
受取手形及び売掛金	14,563	10,963
商品及び製品	4,988	5,533
仕掛品	5,100	5,138
原材料及び貯蔵品	6,752	8,106
その他	1,993	3,217
貸倒引当金	△63	△71
流動資産合計	52,320	66,306
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 19,604	※1 20,324
土地	12,784	12,787
その他（純額）	※1 18,238	※1 15,430
有形固定資産合計	50,628	48,542
無形固定資産	741	782
投資その他の資産		
その他	※2 8,566	※2 8,311
貸倒引当金	△40	△37
投資その他の資産合計	8,526	8,274
固定資産合計	59,895	57,598
繰延資産	16	20
資産合計	112,233	123,925

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,516	3,602
短期借入金	1,075	1,072
1年内返済予定の長期借入金	700	※2, ※3 1,903
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	201	214
賞与引当金	1,315	1,358
その他の引当金	92	117
その他	2,970	3,301
流動負債合計	12,172	11,871
固定負債		
社債	2,550	2,700
長期借入金	※2 10,550	※2, ※3 21,747
引当金	673	536
負ののれん	164	209
その他	510	531
固定負債合計	14,448	25,725
負債合計	26,620	37,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,517	14,517
資本剰余金	15,599	15,599
利益剰余金	56,911	57,342
自己株式	△1,071	△1,071
株主資本合計	85,956	86,388
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	0
為替換算調整勘定	△981	△610
評価・換算差額等合計	△978	△610
新株予約権	510	421
少数株主持分	124	130
純資産合計	85,612	86,328
負債純資産合計	112,233	123,925

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	35,497	23,058
売上原価	18,000	12,609
売上総利益	17,496	10,448
販売費及び一般管理費	※ 13,546	※ 10,628
営業利益又は営業損失(△)	3,949	△179
営業外収益		
受取利息	—	28
受取利息及び配当金	95	—
負ののれん償却額	70	44
持分法による投資利益	25	5
その他	133	82
営業外収益合計	324	161
営業外費用		
支払利息	10	228
為替差損	162	4
その他	34	32
営業外費用合計	207	265
経常利益又は経常損失(△)	4,066	△283
特別利益		
前期損益修正益	53	—
固定資産売却益	7	0
一時帰休助成金収入	—	240
その他	1	7
特別利益合計	62	248
特別損失		
固定資産除売却損	417	28
投資有価証券評価損	—	29
特別退職金	—	91
一時帰休費用	—	178
その他	29	—
特別損失合計	447	327
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	3,681	△362
法人税、住民税及び事業税	1,012	226
法人税等調整額	19	△487
法人税等合計	1,032	△260
少数株主損失(△)	△9	△6
四半期純利益又は四半期純損失(△)	2,659	△95

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	17,703	13,801
売上原価	8,932	7,275
売上総利益	8,770	6,525
販売費及び一般管理費	* 6,674	* 5,562
営業利益	2,095	963
営業外収益		
受取利息	—	20
受取利息及び配当金	44	—
負ののれん償却額	48	22
持分法による投資利益	3	1
為替差益	—	10
その他	87	42
営業外収益合計	184	97
営業外費用		
支払利息	5	136
為替差損	124	—
その他	13	9
営業外費用合計	142	145
経常利益	2,137	914
特別利益		
前期損益修正益	53	—
固定資産売却益	3	—
一時帰休助成金収入	—	240
その他	0	3
特別利益合計	57	243
特別損失		
固定資産除売却損	411	19
投資有価証券評価損	—	29
特別退職金	—	11
一時帰休費用	—	12
その他	13	—
特別損失合計	424	73
税金等調整前四半期純利益	1,770	1,084
法人税、住民税及び事業税	835	149
法人税等調整額	△469	129
法人税等合計	365	278
少数株主損失(△)	△0	△0
四半期純利益	1,405	806

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	3,681	△362
減価償却費	1,970	2,458
負ののれん償却額	△70	△44
投資有価証券評価損益(△は益)	—	29
持分法による投資損益(△は益)	△25	△5
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2	△1
賞与引当金の増減額(△は減少)	51	△24
有形固定資産除売却損益(△は益)	364	16
受取利息及び受取配当金	△95	△32
支払利息	10	228
売上債権の増減額(△は増加)	6,836	△3,777
たな卸資産の増減額(△は増加)	755	1,635
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,579	1,896
その他	△2,847	1,790
小計	5,050	3,806
利息及び配当金の受取額	100	20
利息の支払額	△10	△117
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△1,875	388
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,264	4,097
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△500	—
有価証券の償還による収入	500	—
有形固定資産の取得による支出	△8,018	△5,423
有形固定資産の売却による収入	24	33
投資有価証券の取得による支出	△312	—
無形固定資産の取得による支出	△34	△24
定期預金の預入による支出	△200	△9,400
その他	△91	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,632	△14,793
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	21	—
長期借入金の返済による支出	—	△12,402
社債の償還による支出	—	△150
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△1,492	△337
その他	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,472	△12,889
現金及び現金同等物に係る換算差額	425	△247
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,414	△23,832
現金及び現金同等物の期首残高	18,062	33,418
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 11,648	※ 9,586

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書) 前第2四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「受取利息及び受取配当金」のうち「受取配当金」(当第2四半期連結累計期間3百万円)は、営業外収益の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、「その他」に含めて表示することにしました。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結貸借対照表) 1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)の適用に伴い、前第2四半期連結会計期間において「商品」、「製品」、「半製品」として掲記されていたものは、当第2四半期連結会計期間は「商品及び製品」と一括して掲記しております。なお、当第2四半期連結会計期間に含まれる「商品」、「製品」、「半製品」はそれぞれ2,851百万円、2,126百万円、9百万円です。 2. 前第2四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、より有用な情報を提供するため区分掲記することにしました。なお、前第2四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「1年内返済予定の長期借入金」は101百万円です。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方式	法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">25,130百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">23,004百万円</p>
<p>※2. 担保提供資産</p> <p>長期預金 5,000百万円</p> <p>上記預金は、金融機関との取引のため根抵当に供しております。</p> <p>なお、対象債務額は以下のとおりであります。</p> <p>長期借入金 300百万円</p>	<p>※2. 担保提供資産</p> <p>長期預金 5,000百万円</p> <p>上記預金は、金融機関との取引のため根抵当に供しております。</p> <p>なお、対象債務額は以下のとおりであります。</p> <p>1年内返済予定の長期借入金 500百万円</p> <p>長期借入金 4,800百万円</p> <hr/> <p>合計 5,300百万円</p>
<p>3. _____</p>	<p>※3. 財務制限条項</p> <p>・シンジケートローン</p> <p>当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（当連結会計年度末残高12,000百万円）には、下記財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>①各連結会計年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成20年3月期決算の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。</p> <p>②各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p>

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																														
<p>4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>(1) 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越限度額</td> <td style="text-align: right;">11,952百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>11,952百万円</u></td> </tr> </table> <p>貸出コミットメント契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>8,000百万円</u></td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>① 各連結会計年度末日において、当社及び連結子会社各々が貸借対照表純資産の部の金額を、平成19年3月期決算の末日（うち、1行は直近の決算日の末日）における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>② 各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p> <p>(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当第2四半期連結会計期間において新たに貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>貸出コミットメント契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">12,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>12,000百万円</u></td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>① 各連結会計年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、平成21年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>② 各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p>	当座貸越限度額	11,952百万円	借入実行残高	—百万円	<u>差引額</u>	<u>11,952百万円</u>	貸出コミットメントの総額	8,000百万円	借入実行残高	—百万円	<u>差引額</u>	<u>8,000百万円</u>	貸出コミットメントの総額	12,000百万円	借入実行残高	—百万円	<u>差引額</u>	<u>12,000百万円</u>	<p>4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>(1) 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越限度額</td> <td style="text-align: right;">13,132百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,000百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>12,132百万円</u></td> </tr> </table> <p>貸出コミットメント契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000百万円</u></td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。</p> <p>① 各連結会計年度末日において、当社及び連結子会社各々が貸借対照表純資産の部の金額を、平成19年3月期決算の末日（うち、1行は直近の決算日の末日）における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>② 各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。</p> <p>(2) _____</p>	当座貸越限度額	13,132百万円	借入実行残高	1,000百万円	<u>差引額</u>	<u>12,132百万円</u>	貸出コミットメントの総額	10,000百万円	借入実行残高	—百万円	<u>差引額</u>	<u>10,000百万円</u>
当座貸越限度額	11,952百万円																														
借入実行残高	—百万円																														
<u>差引額</u>	<u>11,952百万円</u>																														
貸出コミットメントの総額	8,000百万円																														
借入実行残高	—百万円																														
<u>差引額</u>	<u>8,000百万円</u>																														
貸出コミットメントの総額	12,000百万円																														
借入実行残高	—百万円																														
<u>差引額</u>	<u>12,000百万円</u>																														
当座貸越限度額	13,132百万円																														
借入実行残高	1,000百万円																														
<u>差引額</u>	<u>12,132百万円</u>																														
貸出コミットメントの総額	10,000百万円																														
借入実行残高	—百万円																														
<u>差引額</u>	<u>10,000百万円</u>																														

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1) 給料及び賞与 2,926百万円	(1) 給料及び賞与 2,285百万円
(2) 賞与引当金繰入額 873百万円	(2) 賞与引当金繰入額 599百万円
(3) 研究開発費 4,124百万円	(3) 研究開発費 3,349百万円

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1) 給料及び賞与 1,488百万円	(1) 給料及び賞与 1,203百万円
(2) 賞与引当金繰入額 336百万円	(2) 賞与引当金繰入額 305百万円
(3) 研究開発費 2,004百万円	(3) 研究開発費 1,638百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 12,648百万円	現金及び預金勘定 18,986百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 1,000百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 9,400百万円
<u>現金及び現金同等物 11,648百万円</u>	<u>現金及び現金同等物 9,586百万円</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,004千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 399千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 510百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	336	10	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年11月11日 取締役会	普通株式	336	10	平成21年9月30日	平成21年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	17,137	520	45	17,703	-	17,703
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	7	43	50	(50)	-
計	17,137	527	88	17,753	(50)	17,703
営業利益（又は営業損失）	2,792	45	△11	2,826	△730	2,095

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	13,454	335	11	13,801	-	13,801
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	6	30	37	(37)	-
計	13,454	342	42	13,838	(37)	13,801
営業利益（又は営業損失）	1,593	△16	△17	1,559	△596	963

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	34,346	1,080	70	35,497	-	35,497
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	23	61	85	(85)	-
計	34,346	1,104	131	35,582	(85)	35,497
営業利益（又は営業損失）	5,409	115	△55	5,469	△1,519	3,949

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	22,401	622	34	23,058	-	23,058
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	15	44	60	(60)	-
計	22,401	638	78	23,118	(60)	23,058
営業利益（又は営業損失）	1,081	△53	△55	971	△1,151	△179

(注) 1. 事業区分の方法

製品を主として販売市場の類似性を基準として区分する方法によっております。

2. 各事業区分の主要製品

- (1) 電子業界関連製品事業……………〔精密加工装置〕ダイシングソー、レーザソー、グラインダ、ポリッシャ、ドライエッチャ、サーフェースプレーナー
〔精密加工ツール〕ダイシングブレード、グラインディングホイール、ドライポリッシングホイール
〔精密電子部品〕
- (2) 産業用研削製品事業……………ダイヤモンドホイール、研削切断砥石等
- (3) その他事業……………ソフト開発等

3. 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で74百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

これによる損益への影響はございません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益への影響はございません。

4. 追加情報

前第2四半期連結累計期間

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で89百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	10,164	1,388	3,567	2,583	17,703	-	17,703
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,371	9	264	4	5,650	(5,650)	-
計	15,535	1,397	3,832	2,587	23,353	(5,650)	17,703
営業利益（又は営業損失）	2,158	△0	317	335	2,810	△714	2,095

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	9,693	641	2,268	1,198	13,801	-	13,801
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,626	5	209	17	2,857	(2,857)	-
計	12,319	646	2,477	1,215	16,659	(2,857)	13,801
営業利益	1,149	13	191	215	1,569	△606	963

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	21,411	2,384	6,807	4,893	35,497	-	35,497
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9,754	20	496	4	10,274	(10,274)	-
計	31,165	2,404	7,303	4,898	45,772	(10,274)	35,497
営業利益（又は営業損失）	4,260	△57	460	800	5,463	△1,514	3,949

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	15,404	1,379	4,021	2,251	23,058	-	23,058
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,718	20	410	26	5,176	(5,176)	-
計	20,123	1,400	4,432	2,278	28,234	(5,176)	23,058
営業利益（又は営業損失）	254	3	288	353	900	△1,079	△179

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………米国

(2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

3. 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で74百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

これによる損益への影響はございません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益への影響はございません。

4. 追加情報

前第2四半期連結累計期間

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で89百万円減少しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	1,284	8,335	2,536	12,156
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	17,703
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.3	47.1	14.3	68.7

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	671	6,730	1,212	8,615
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	13,801
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	4.9	48.7	8.8	62.4

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	2,256	16,500	4,849	23,606
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	35,497
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.3	46.5	13.7	66.5

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	1,475	11,952	1,972	15,400
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	23,058
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.4	51.8	8.6	66.8

（注）1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………米国

(2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

保有する有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引(売建)	9,179	8,941	238

(注) 時価の算定方法は、先物為替相場に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年 株式報酬型ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 15,600株
付与日	平成21年8月6日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。(役員退職慰労金は平成16年に廃止)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年8月7日 至平成41年8月6日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	4,358

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 2,528.74円	1株当たり純資産額 2,552.54円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 78.36円	1株当たり四半期純損失金額(△) △2.84円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 78.24円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純 損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益(損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益(損失)金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	2,659	△95
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	2,659	△95
期中平均株式数(千株)	33,936	33,604
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	54	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成14年6月27日定時株主総会決議及び平成14年9月27日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 328個) 平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 543個) 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 464個) 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 1,000個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 228個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 619個) 平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 308個) 平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の個数 711個) なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	41.41円	1株当たり四半期純利益金額	24.01円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	41.34円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	23.91円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,405	806
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,405	806
期中平均株式数(千株)	33,936	33,604
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	57	149
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	<p>平成14年6月27日定時株主総会決議及び平成14年9月27日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 328 個)</p> <p>平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 543 個)</p> <p>平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 464 個)</p> <p>平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,000 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 619 個)</p> <p>平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308 個)</p> <p>平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 711 個)</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日)

1. 平成21年10月29日開催の当社取締役会において、当社取締役（以下「対象者」という。）に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。その概要は次のとおりであります。

- | | |
|---|--|
| (1) 新株予約権の数 | 299個 |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 29,900株 |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (4) 新株予約権の発行価額 | 1,589円 |
| (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 | 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、1株当たり5,853円とする。 |
| (6) 新株予約権の行使期間 | 自 平成23年11月14日
至 平成29年11月13日 |
| (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (8) 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。ただし、上記にかかわらず、任期満了による退任、定年退職その他当社が正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。なお、当社または当社子会社以外の会社より当社または当社子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱い、また任期満了により退任または定年退職した対象者が当社または当社子会社に従業員として再雇用された場合は、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わないものとする。 |
| (9) 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| (10) 摘要 | 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。 |

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新株式発行前の時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{新株式発行前の時価}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要または適切なき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

当第2四半期連結会計期間
 (自 平成21年7月1日
 至 平成21年9月30日)

2. 平成21年6月23日開催の当社第70回定時株主総会および平成21年10月29日開催の当社取締役会において、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（以下「対象者」という。）に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。

その概要は次のとおりであります。

- | | |
|---|--|
| (1) 新株予約権の数 | 777個 |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 77,700株 |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (4) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 | 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、1株当たり5,853円とする。 |
| (6) 新株予約権の行使期間 | 自 平成23年11月14日
至 平成29年11月13日 |
| (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (8) 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。ただし、上記にかかわらず、任期満了による退任、定年退職その他当社が正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。なお、当社または当社子会社以外の会社より当社または当社子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社の従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱い、また任期満了により退任または定年退職した対象者が当社または当社子会社に従業員として再雇用された場合は、当社の従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わないものとする。 |
| (9) 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| (10) 摘要 | 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。 |

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要または適切なとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

取引残高に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

平成21年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・336百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成21年12月10日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月16日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。